

東北大学工学部・工学研究科技術部合同計測分析班設備等利用内規

令和7年3月5日制定

東北大学工学部・工学研究科技術部合同計測分析班依頼機器測定内規（平成23年7月6日）の全部を改正する。

東北大学工学部・工学研究科技術部合同計測分析班設備等利用内規

（趣旨）

第1条 この内規は、東北大学工学部・工学研究科技術部合同計測分析班（以下「分析班」という。）にて運用、維持及び管理を行っている研究設備及び機器（以下「設備等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この内規において、「分析班」とは、極微細物質構造解析室、極微量物質分析室、機器分析サテライト1（マテリアル・開発系）、機器分析サテライト2（化学・バイオ系）の各設備等管理部署（以下「各部署」という。）を総称していう。

（設備等）

第3条 利用の対象となる設備等及び利用料については、技術部運営委員会が定める。

（利用者の資格）

第4条 設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の教職員及び学生。（以下「職員等」という。）
- 二 本学の教職員と研究上の協力関係を有する他の大学、研究機関等の研究者及び技術者のうち、本学の教職員から紹介のあった者。
- 三 東北大学工学部・工学研究科技術部長（以下「技術部長」という。）が特に認めた者。

（利用の申請及び承認）

第5条 設備等を利用しようとする者（以下、利用希望者という。）は、以下のいずれかにより申請を行わなければならない。

- 一 別紙の設備利用申請書兼料金確認書を各設備等管理部署に提出する。
- 二 東北大学研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター設備統合管理システムを利用する。

2 前項の申請は、利用責任者（利用料を納付する者）または利用希望者が行うものとする。

3 各部署は、第1項の申請があったときは、その利用が教育研究上有益と認められ、かつ、分析班の業務に支障がない場合に限り、承認するものとする。

4 前項の規定により設備等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、設備等の利用に当たっては、当該設備等の注意事項を厳守の上、設備等担当者（以下「担当者」という。）の指示に従わなければならない。

5 利用者は、設備等の利用に当たっては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、その他の関係法令等の定めるところに従い、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成23年規第1号）第3条第2号に規定する技術の提供について、留意しなければならない。

（利用形態）

第6条 利用者による設備等の利用形態は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 設備利用

利用者が自ら設備等の操作等を行うもの。

二 委託利用

利用者が本学に設備等を活用した分析を委託し、担当者が当該設備等を操作して試料の分析・測定等を行うもの。

（利用上の支援）

第7条 利用者は、第6条第1号に定める設備利用に当たっては、担当者から、当該設備等の操作方法に関する技術指導・支援及び講習等を受けることができる。

（目的外利用の禁止）

第8条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備等を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

（利用の承認の取消し等）

第9条 各部署は、利用者がこの内規に違反し、担当者の指示に従わない場合、又は設備等の利用に重大な支障を生じさせたときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることがある。

2 各部署は、利用者（その役人又は使用人を含む。）が反社会的勢力であると判明した場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させるものとする。

（利用料）

第10条 利用者は、設備等の利用料を負担しなければならない。

2 前項の利用料の額は、別に定めるとおりとする。

3 既に納付した利用料は、返付しない。

4 第1項の規定にかかわらず、利用者が職員等であり、技術部長が特に認めるときは利用料の全部又は一部を免除することができる。

5 第2項に定める利用料の額の改正は、技術部運営委員会において承認する。

（謝辞の記載）

第11条 利用者は、設備等の利用により実施された研究成果を、学術論文等で発表する場合、設備等を利用した旨を当該学術論文等の謝辞に記載するものとする。

（免責）

第12条 分析班は、設備等の利用によって利用者（職員等を除く。）に生じた損害について、利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりその利用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 分析班及び利用者は、設備等の利用にあたり開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上の一切の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公表してはならない。

2 分析班及び利用者は、設備等の利用にあたり開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上の一切の情報を、設備等の利用以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 秘密の保持に関して、第1項又は第2項に寄りがたい場合は、秘密保持契約を別途取り交わすことができる。

(知的財産権)

第15条 設備等の利用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生の事態を勘案して、利用者（職員等を除く。）の所属する大学又は研究機関等と協議の上、決定するものとする。

(データの取扱い等)

第16条 分析班は、設備等の利用により得られたデータの品質は保証しない。

2 利用者（職員等を除く。）は、設備等の利用により得られたデータを、分析班の主体性を明記して公表することはできない。これに反してデータを外部へ公表したことにより、分析班が被害及び損害を受けた場合、利用者及び利用者の所属機関がその責任を負うものとする。ただし、技術部長または各部署が使用を許可した場合はこの限りではない。

(事務)

第17条 設備等の利用に関する事務は、工学部・工学研究科技術部総務班、事務部及び研究推進部が連携してこれを処理する。

(雑則)

第18条 この内規に定めるもののほか設備等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。